

南砺市離職者雇用事業所奨励金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労の場を失った方の就職を支援するため、離職者を雇用した事業所に対して奨励金を支給します。

支給対象期間	支給額	上限額
雇用後 最初の3箇月	対象労働者に支払った 賃金月額 \times 1/2以内 (月額上限10万円 \times 3箇月)	1事業者 300万円まで

対象事業者

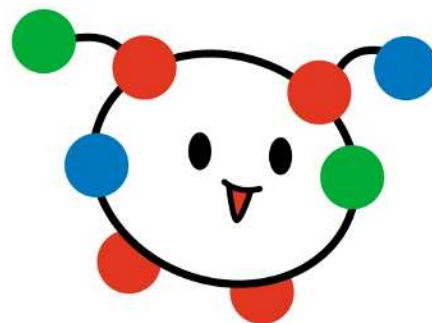
- ・市内に本社又は主たる事業所を有する事業者
- ・令和2年12月31日までに対象労働者を正規雇用者として雇入れ3箇月以上継続して雇用していること
- ・雇用保険適用事業所であること
- ・市税の滞納がないこと

※国又は県が実施する同じ趣旨の助成金等を受給する場合は、当該助成金等を控除した額の1/2以内となります。



対象労働者

- ・雇用調整助成金の緊急対応期間に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業主の都合により解雇、雇止め等をされた者
- ・雇入れの日から継続して市内に住所を有する者
- ・雇用期間の定めのない形態で雇用されている者



申請方法

対象労働者を3箇月雇用した後、令和3年3月31日までに下記の書類を商工企業立地課まで提出して申請下さい。

- ・奨励金交付申請書
- ・対象労働者に係る報告書
- ・雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し
- ・雇用契約書の写し
- ・3箇月分の賃金が分かる書類の写し
- ・離職したことが分かる書類の写し
- ・市税の完納証明書

申請・問合せ

南砺市役所ブランド戦略部
商工企業立地課
〒939-1692 南砺市荒木1550
TEL: 0763-23-2018
FAX: 0763-52-6348